

第 29 号議案

豊川市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例及び豊川市児童発達相談センター条例の一部改正について

豊川市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例及び豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例及び豊川市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例

(豊川市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部改正)

第 1 条 豊川市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例（平成 18 年豊川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>第 62 条の 8</u> 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 115 条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） <u>第 62 条の 7</u> 及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 115 条の規定に基づく過料について必要な事項を定めるものとする。

(豊川市児童発達相談センター条例の一部改正)

第 2 条 豊川市児童発達相談センター条例（令和 2 年豊川市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業)	(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。
（1）（略）
（2）障害児相談支援（法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関すること。
（3）～（5）（略）

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。
（1）（略）
（2）障害児相談支援（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関すること。
（3）～（5）（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。